

帯広市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月12日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第21号

帯広市手数料条例の一部を改正する条例

帯広市手数料条例（平成12年条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第3の42の項金額の欄中「1戸につき、」を削り、「この項及び44の項」を「この項から44の項まで」に改める。

別表3の43の項を次のように改める。

43 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査		次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。） (1) 住宅の戸数が1戸のもの 72,000円（長期使用構造等確認を受けた場合にあつては、22,000円） (2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 160,000円（長期使用構造等確認を受けた場合にあつては、36,000円） (3) 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの 252,000円（長期使用構造等確認を受けた場合にあつては、56,000円） (4) 住宅の戸数が11戸以上30戸
---	--	---

		<p>以内のもの 498,000円(長期使用構造等確認を受けた場合にあっては、95,000円)</p> <p>(5) 住宅の戸数が31戸以上50戸以内のもの 892,000円(長期使用構造等確認を受けた場合にあっては、147,000円)</p> <p>(6) 住宅の戸数が51戸以上100戸以内のもの 1,545,000円(長期使用構造等確認を受けた場合にあっては、218,000円)</p> <p>(7) 住宅の戸数が101戸以上200戸以内のもの 2,870,000円 (長期使用構造等確認を受けた場合にあっては、365,000円)</p> <p>(8) 住宅の戸数が201戸以上300戸以内のもの 4,122,000円 (長期使用構造等確認を受けた場合にあっては、463,000円)</p> <p>(9) 住宅の戸数が301戸以上のもの 5,056,000円(長期使用構造等確認を受けた場合にあっては、528,000円)</p>
--	--	---

別表第3の44の項金額の欄中「1戸につき、」を削り、「この項において」を「この項及び次項において」に改める。

別表3の44の項の次に次のように加える。

<p>44の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）第3条各号に掲げる事項の変更のみの場合</p>	<p>1,000円</p>
	<p>その他の場合</p>	<p>次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの 43,000円（長期使用構造等確認を受けた場合等にあつては、16,000円）</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 95,000円（長期使用構造等確認を受けた場合等にあつては、27,000円）</p> <p>(3) 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの 150,000円（長期使用構造等確認を受けた場合等にあつては、43,000円）</p> <p>(4) 住宅の戸数が11戸以上30戸以内のもの 289,000円（長期使用構造等確認を受けた場合</p>

		<p>等にあつては、70,000円)</p> <p>(5) 住宅の戸数が31戸以上50戸以内のもの 523,000円(長期使用構造等確認を受けた場合等にあつては、115,000円)</p> <p>(6) 住宅の戸数が51戸以上100戸以内のもの 914,000円(長期使用構造等確認を受けた場合等にあつては、181,000円)</p> <p>(7) 住宅の戸数が101戸以上200戸以内のもの 1,694,000円(長期使用構造等確認を受けた場合等にあつては、301,000円)</p> <p>(8) 住宅の戸数が201戸以上300戸以内のもの 2,422,000円(長期使用構造等確認を受けた場合等にあつては、379,000円)</p> <p>(9) 住宅の戸数が301戸以上のもの 2,952,000円(長期使用構造等確認を受けた場合等にあつては、424,000円)</p>
--	--	---

別表3の46の項事項の欄中「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加える。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。